

VII いじめ防止等に係る基本方針

新潟県立吉川高等特別支援学校

平成26年8月策定

平成31年3月一部改定

令和3年3月一部改定

令和3年9月一部改定

令和5年4月一部改定

令和7年4月一部改定

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、「新潟県いじめ等の対策に関する条例」（以下、「条例」という。）に基づき当校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義（条例第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめの態様の例＞

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ類似行為の定義（条例第2条2項）

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

＜いじめ類似行為の態様の例＞

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被児童生徒がそのことを知らずにいる場合など

4 いじめ防止についての本校の基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうることである。教職員は、日頃からの些細な兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に指導に当たる。

学校は、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、安全・安心に生活できる場であ

る。お互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを目指す。

5 いじめ防止対策組織について

(1) 「いじめ対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

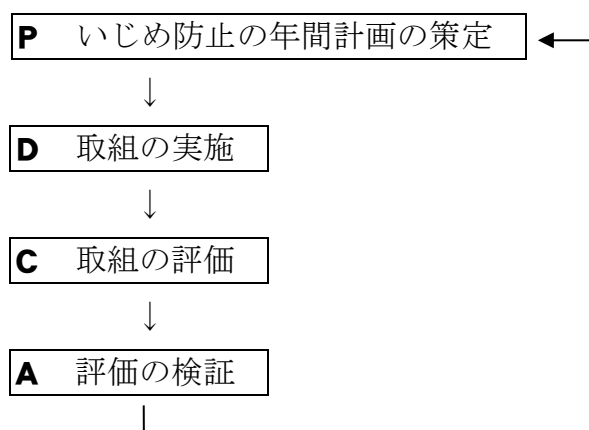
校長、教頭、教務主任、いじめ対策推進教員（生徒指導主事）、学年主任、保健主事、養護教諭（事案の内容や進捗状況に応じて、スクールカウンセラーも加わる。）

イ 指導・支援チーム

委員会が事案に応じて、適切な職員をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応に当たることができるようにする。（事案に応じて、スクールロイヤーと連携する。）

(2) 「いじめ対策委員会」の役割や機能等

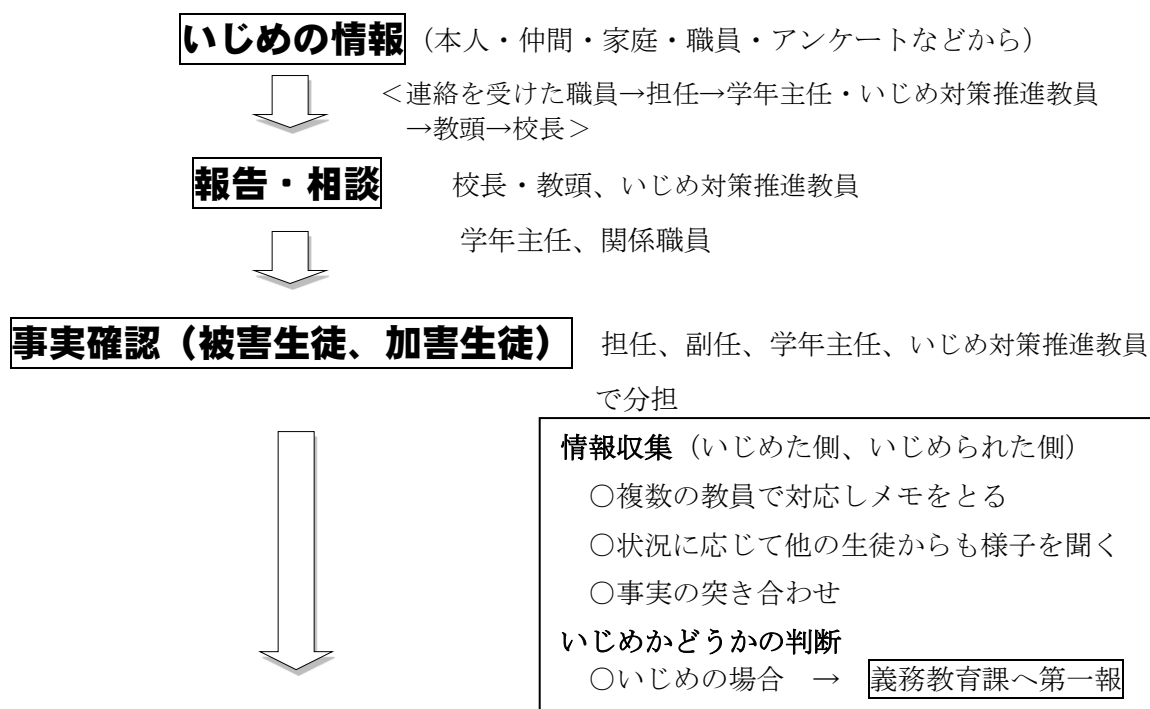
ア 取組の検証（PDCAサイクル）



イ 教職員への共通理解

- ・「いじめ対策委員会」で検討した内容を職員会議などで報告する。

ウ いじめ事案に対する対応



「いじめ対策委員会」

- いつ開くか
- 委員の授業の補充者は

校長、教頭、教務主任、いじめ対策推進教員、
学年主任、保健主事、養護教諭、対象生徒学級担任、
(スクールカウンセラー)

【対応の協議】 指導・支援体制を組む

- ・事実確認（被害生徒、加害生徒）
- ・誰が誰を担当するか役割分担も明確に決める。
- ・被害生徒へのケア、加害生徒への指導、学年・学級への対応、保護者の対応
- ・県教委への対応
- ・地域・マスコミへの対応、警察に相談・通報

被害生徒 への対応

他生徒も複雑に絡み合う
ので対応の職員分担
をしっかりと行う。

加害生徒 への対応

学級・学年 生徒への対応

地域・マスコミへ の対応 警察に相談・通報

役割分担 当該学級担任
学年主任・養護教諭

当該学級担任
学年主任

当該学級担任
学年主任

教頭

- いじめた生徒 → 重大さを説諭・誠意をもって謝罪へ 指導や支援 保護者との連携
- いじめられた生徒 → 気持ちのケアや支援 保護者との連携
- 双方の生徒（気持ちを確認）を集めて指導の会（校長、教頭、いじめ対策推進教員、学年主任、担任）
- 他の生徒や学級・学年等への指導

問題の解消

- ・再発防止の活動
- ・その後の経過の見守り（3か月以上）
- ・本人、保護者からの聴き取り（心身の苦痛を感じていないこと）

エ 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。
- ・学校が調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

* 重大事態（新潟県いじめ防止基本方針）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態の発生の対応

教育委員会へ重大事態の発生を報告

上記一の場合

警察に相談・通報

教育委員会が調査の主体を判断
＜学校が調査主体の場合＞



学校に重大事態の調査組織を設置

- ＊「いじめ対策委員会」が調査組織の母体となる。
- ＊調査の公平性・中立性を確保するために専門的な知識経験を有し、いじめ事案の関係者と特別な関係を有しない第三者の参加を図る。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ＊客観的な事実関係を速やかに調査する。（学校は事実としっかり向き合う）
- ＊いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供
- ＊関係者の個人情報に配慮
- ＊調査にあたってのアンケートは提供することもある。調査に先立ち、在校生や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会に報告

- ＊求められた報告書及び資料等の提出

調査結果を踏まえた必要な措置

6 いじめの防止等に関する具体的な取り組みについて

（１）日常の教育活動でのいじめ未然防止

- ア いじめの職員研修を充実させ、すべての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の推進を図る。
- ウ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないように指導の在り方に細心の注意を払う。

（２）生徒指導諸課題に関わるいじめ未然防止

- ア すべての教職員は、自殺予防、情報モラルなど、いじめに関わる生徒指導上の諸課題について、研修等を通じて理解を深め、対応できる力を養う。
- イ 生徒指導部と学年部が連携し、「いじめ予防教育」「自殺予防教育」「ＳＮＳ・情報モラル教育」、その他生徒指導上の課題とすべき内容の教育を適切に行う。

（３）いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、児童生徒の些細な兆候から、いじめを認知するように努める。
- イ いじめを認知又はいじめの疑いがある場合は、速やかに学年主任・いじめ対策推進教員に報告し、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「学校生活に関するアンケート調査」（年３回）の実施や教育相談の充実を図る。

（４）いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者・地域との協力、警察、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。